平成２５年（フ）第５０号
長野県上伊那郡辰野町大字小野1731番地172
旭県住５号
債務者　上島　利茂
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第５１号
長野県上伊那郡辰野町大字小野1731番地172
旭県住５号
債務者　上島とみ子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１２６号
広島県呉市中央２丁目５番14―907号
債務者　風来房こと　隅田　吉則
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２１４号
徳島県板野郡上板町高瀬1016番地７
債務者　川﨑　晃夫
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７７号
大分市仲西町１丁目７番37号
債務者　黒石　博文
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７３号
広島県福山市春日町６丁目22番11号
債務者　吉田麻衣子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１２２号
青森県弘前市大字清原１丁目４番地７　グリーンハイツ102号
債務者　倉本　鉄矢
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４３４号
千葉県鎌ケ谷市中央２丁目16番10号　セジュール鎌ケ谷206
債務者　野間　修平
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４５８号
千葉県柏市逆井２丁目２番31号　大山コーポ202号
債務者　金子　　弘
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４７２号
千葉県松戸市小金原１丁目２番地の１
債務者　小川幸一郎
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４７３号
千葉県松戸市小金原１丁目２番地の１
債務者　小川　孝子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５００号
千葉県松戸市松戸1567番地　リズ松戸301号
債務者　木村　裕造
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５１１号
千葉県松戸市六高台２丁目６番地の５　リバティベル305号
債務者　宮内　久夫
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５２１号
千葉県松戸市小金原４丁目13番地の22
債務者　三瓶みつ江
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５３０号
千葉県我孫子市つくし野２丁目20番44号―201号クレールつくし野
債務者　内田由希子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５３９号
千葉県我孫子市湖北台８丁目７番27号―106号　αＮＥＸＴ
債務者　宮崎　敬子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６６８号
神戸市灘区篠原南町５丁目３番21号　篠原南マンション202号、従前の住所大阪市城東区放出西１丁目２番51―302号
債務者　花房　雅美（旧姓阿久根）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部